

レクリエーション公園 4月29日オープン

5月上旬には、南側の桜の丘で約400本のエゾヤマザクラが、また5月下旬からは北側の丘陵の一部に芝桜やラベンダー、レンギョウが咲くなど、花見の名所として好評です。

町を一望できる展望台やバッテリーカーを備えたちびっこ広場、存分に水遊びができる遊水施設、彫刻作品の鑑賞など、幅広い年代の方にお楽しみいただけます。

懇親の場として最適なバーベキューハウスは、コンロや網、金ブラシを常備しており、使用するコンロの台数や人数に関係なく、1回150円と気軽にご利用いただけます。

■開園期間 4月29日～10月31日

■開園時間

○平日 9時～17時

○土・日曜日、祝日

8月まで 9時～17時

9月 9時～16時

10月 9時～15時

■有料施設および遊具

○バーベキューハウス

1回150円（事前にお申し込みください）

○バッテリーカー

1回100円（4月29日～10月1日までの

土・日曜日、祝日運行）

憩いの場 公園で楽しく過ごそう

ポケットパーク



中央公園



ほかの町内公園

5月1日オープン

レクリエーション公園のほかにも、地域の交流の場としてご利用いただける中央公園や銀河公園、ポケットパークなど19か所の公園が、5月1日にオープンします。

イベントで公園を利用したいときは

イベントなどで公園を利用したいときは、公園占用許可申請が必要な場合がありますので、建設課土木管理係までご相談ください。

※使用料は、占用時間にかかわらず1日当たりの料金です。

おねがい

○町民の憩いの場として、お互いに気持ちよく利用できるようマナーを守り、施設を大切に使用するよう心掛けましょう

○体調が悪いときは利用を控えるなど、新型コロナウイルス感染拡大防止を心掛けましょう

公園名	単価	面積	使用料
レクリエーション公園多目的広場	11円/㎡・日	1,800㎡	19,800円
銀河公園多目的広場		2,800㎡	30,800円
ポケットパーク		400㎡	4,400円
		440㎡	4,840円

※ポケットパーク使用料4,840円は、ステージの使用を含む金額です。

農業交流センター北側の旧駅ホームのみ使用（焼き肉など）する場合は、農林商工課(☎47-2116)へ。

■問合せ 建設課土木管理係 (☎47-2118 役場1階 窓口4番)

「ぴったりサービス」で行政手続きがオンライン化

「ぴったりサービス」とは、国が運営するオンライン申請システムです。役場窓口での手続きはもちろん、下記の手続きにおいては、4月1日からパソコンやスマートフォンでもオンライン申請ができるようになりました。

○オンライン申請に必要なもの

①マイナンバーカード ②パソコン ③ICカードリーダー

※スマートフォンでオンライン申請する場合は、スマートフォンアプリ「マイナポータル」をダウンロードし、マイナンバーカードを読み取ってください。また、マイナポータルに非対応のスマートフォンが一部ありますので、ご了承ください。



◀「ぴったりサービス」の接続はこちら

分類	申請・手続き	担当	
転出 転入	1 転出届	町民課戸籍年金係 (☎47-2203)	
	2 転入予約		
子育て	1 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	福祉保健課社会福祉係 (☎47-5555)	
	2 児童手当等の額の改定の請求及び届出		
	3 氏名変更/住所変更等の届出		
	4 受給事由消滅の届出		
	5 未支払の児童手当等の請求		
	6 児童手当等に係る寄付の申出		
	7 児童手当に係る寄付変更等の申出		
	8 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出		
	9 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出		
	10 児童手当等の現況届		
	11 児童扶養手当の現況届の事前送信		
	12 支給認定の申請		子ども未来課管理係 (☎47-2367)
	13 保育施設等の利用申込		
	14 保育施設等の現況届		福祉保健課健康増進係 (☎47-5555)
	15 妊娠の届出		
介護	1 要介護・要支援認定の申請	福祉保健課介護保険係 (☎47-5555)	
	2 要介護・要支援更新認定の申請		
	3 要介護・要支援状態区分変更認定の申請		
	4 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出		
	5 介護保険負担割合証の再交付申請		
	6 被保険者証の再交付申請		
	7 高額介護（予防）サービス費の支給申請		
	8 介護保険負担限度額認定申請		
	9 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請		
	10 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請		
	11 住所移転後の要介護・要支援認定申請		
被災者 支援	1 罹災証明書の発行申請	総務課防災危機管理係 (☎47-2112)	